平成２９年（フ）第４２６０号
大阪市鶴見区浜４丁目20番３―502号
債務者　難波麻莉奈
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７号
静岡県浜松市浜北区沼35番地の２駅南荘102号
債務者　栗田　毅
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
愛知県豊橋市大脇町字大脇76番地１（２―102）
債務者　山田　卓告
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３５３号
岡山市中区赤坂南新町３番23号ヒルズコート201、旧住所岡山市南区南輝１丁目８番17―２号
債務者　岡部　竜則
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６４号
岡山市南区洲崎１丁目１番16号　武田アパート101号
債務者　若林　清志
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６５号
岡山市南区洲崎１丁目１番16号　武田アパート101号
債務者　若林　洋子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１号
長崎県佐世保市黒髪町6502番地４　コンフォール黒髪101号室、前住所長崎県佐世保市大和町1407番地６
債務者　博多屋あかね
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
長崎県佐世保市母ヶ浦町1074番地20
債務者　平野　奈美
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
愛知県豊川市市田町上之島20番地　ｊｉｒｏ上之島105号室、従前の住所浜松市中区葵西１丁目11番10号　ＳＵＮＳＨＩＮＥ葵201
債務者　岩井　祐稀
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７２号
愛知県豊橋市向山台町８番地の６
債務者　佐野　博英
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７９号
愛知県豊橋市下地町字新道17番地７（130）
債務者　天野　武宏
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２０９２号
横浜市緑区寺山町368番地13　ジョイフル中山一番館212号
債務者　安藤　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１０７号
神奈川県藤沢市花の木７番１号　アメニティー花の木107
債務者　佐渡山安正
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１１５号
神奈川県藤沢市渡内１丁目14番10号　Ｍｏａｎａ　Ｎｏｒｔｈ
債務者　曽根　康彦
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１１８号
神奈川県藤沢市善行団地７番３―101号
債務者　伊藤　健二
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部